

齋藤労災病院 デイケア そうかいかん 利用料金

<要支援>

サービス内容略称		単位数
予防通所リハビリ11 (12月超で120単位/月減算)	要支援1	2268
予防通所リハビリ12 (12月超で240単位/月減算)	要支援2	4228
※利用開始月から12月経過後にリハビリテーション会議を実施した場合、12月超の減算はない。		
以下の項目は実施により加算されます		
予防通所リハサービス提供体制加算Ⅱ	要支援1	72
	要支援2	144
生活行為向上リハビリテーション実施加算	居宅など実際の生活場面における具体的な指導等を行った場合	562
口腔機能向上加算Ⅱ(口)	口腔機能の向上を図る取り組みを行った場合	160
上記利用料金に介護職員処遇改善加算Ⅰ(口) 11.1%が上乗せされます。		

<要介護>

サービス内容略称				単位数	
短時間利用	9:00~10:30	10:30~12:00	13:00~14:30	14:30~16:00	
通所リハⅠ111	要介護1		1時間以上2時間未満		369
通所リハⅠ112	要介護2				398
通所リハⅠ113	要介護3				429
通所リハⅠ114	要介護4				458
通所リハⅠ115	要介護5				491
半日利用	9:25~12:35	12:35~15:45			
通所リハⅠ131	要介護1		3時間以上4時間未満		486
通所リハⅠ132	要介護2				565
通所リハⅠ133	要介護3				643
通所リハⅠ134	要介護4				743
通所リハⅠ135	要介護5				842
一日利用	9:25~15:40				
通所リハⅠ161	要介護1		6時間以上7時間未満		715
通所リハⅠ162	要介護2				850
通所リハⅠ163	要介護3				981
通所リハⅠ164	要介護4				1137
通所リハⅠ165	要介護5				1290
以下の項目は実施により加算されます					
リハビリテーションマネジメント加算(口) 同意の属する月から6月以内(加算21)593単位/月・6月超(加算22)273単位/月 ※会議で医師が利用者または家族に説明した場合、上記に加えて(加算4)270単位/月が加算されます。					
生活行為向上リハビリテーション実施加算	居宅など実際の生活場面における具体的な指導等を行った場合			1250	
口腔機能向上加算Ⅱ(口)	口腔機能の向上を図る取り組みを行った場合			160	
退院時共同指導加算	リハビリ職が医療機関の退院前カンファレンスに参加した場合			600	
通所リハビリ入浴介助加算Ⅰ	入浴の介助・見守りのみを行った場合			40	
通所リハ短期集中リハ実施加算(1回につき)	退院日または認定日から3月以内			110	
リハビリテーション提供体制加算 (1回につき)	3時間以上4時間未満			12	
	6時間以上7時間未満			24	
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ(1回につき)				18	
理学療法士等体制強化加算(1回につき)	1時間以上2時間未満			30	
送迎減算				-47	
上記利用料金に介護職員処遇改善加算Ⅰ(口) 11.1%が上乗せされます。					

<その他実費>

食費(一食あたり)	763円	
【オプション費】 ドリンクサーバー費・足湯使用費・マッサージベッド使用費・園芸材料費・各種タオル類使用費等	短時間	124円
	半日、1日	248円

※ 平成27年4月1日ご利用分より地域区分単価10.83円(3級地単価)となります。

(所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の対象から除外されます。)

※ 上記介護保険料の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)が自己負担分となります。